

名教労発 第264号
2012年1月30日

名古屋市教育委員会
教育長 伊藤 彰 様

名古屋市教職員労働組合
執行委員長 松本 直子

公開質問状

日ごろは子どもたちの健やかな成長と教職員の健康のためにご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、名古屋市教育委員会と名古屋市教職員労働組合（以下「名教労」）との交渉は地方公務員法（以下「地公法」）第55条に基づき年2回を基本として行われてきました。しかし、当局の出席者においては、地公法55条第4項に書かれた「適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局」ではなく、首席管理主事を責任者として管理主事や指導主事のみでの出席でした。また、交渉項目については、総務課や施設課など他の課が担当であるものも少なくないにも関わらず、担当課は出席しません。そのために、交渉時において適切な回答が行えなかったり、資料を持ち合わせていなかったりすることもありました。他の職員団体との交渉において、当局は教育長、教育次長以下全ての部課長が出席していることに比べて著しく不公平であり、差別的な対応であることは明白です。名教労は、市教委出席者について当局性のある者が出席するように組合創立以来強く要求してきました。

そこで、市教委は以下の点について、教育長の責任において適切な回答を行うように求めます。

記

- 1 首席管理主事が、地公法55条第4項に書かれた「適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局」と言える根拠を示すこと。
- 2 他の職員団体の交渉においては当局は教育長、教育次長以下全ての部課長が出席しているが、名教労との交渉においては当局の出席者が首席管理主事以下管理主事と指導主事であることが、不公平でもなく、差別的な対応でもないという理由を示すこと。
- 3 交渉時において、交渉項目を担当する課が出席しない交渉が妥当であり適切であるという理由を示すこと。

以上について、2012年2月末日までに文書により回答することを求めます。